

議員提出議案第8号

山本景議員に対する議員辞職勧告決議について

上記の議案を、別記のとおり交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

決議案……別記

平成30年7月4日提出

提出者	交野市議会議員	雨田賢
賛成者	交野市議会議員	片岡弘子

## 山本景議員に対する議員辞職勧告決議（案）

### 山本景議員に対する議員辞職勧告決議

山本景議員は、インターネット投稿サイト（SNS）や広報誌において、市内の事業者を中傷する書き込みをし、交野警察署に名誉毀損罪で刑事告訴され、平成30年6月14日に、その告訴状が受理されるに至り、あわせて、同事実に基づき、民事訴訟も提起されている。

市民から厳粛なる負託を受け、市民を第一に考え、市政発展のため、全身全霊を注がなければならない議員としての立場であるにもかかわらず、市民を誹謗中傷し、損害を与えたことは断じて許されるものではない。

今回の一連の行動は、市議会議員としての信用や立場を濫用し、市民及び行政に対して、いわばパワーハラスメントを行い、不当な圧力を行使したものと云い得るものであり、交野市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく傷つけ、また、市の印象を著しく低下させ、市民の皆様に変なご迷惑をかけることとなったものである。

このことは、市民の代表者たる市議会議員としての倫理観と品位保持を定めた交野市議会基本条例第23条にも抵触することとして、交野市議会として、決して看過でき得るものではない。

よって、刑事事件の被疑者でもある山本景議員に対し、自らの行為の過ちと、その責任の重大さを深く認識し、直ちに自らの意思により市議会議員を辞職するよう強く求める。

以上、交野市議会として、山本景議員の議員辞職勧告を決議する。

平成30年7月4日

交野市議会